

○ 太 田 市 外 三 町 広 域 清 掃 組 合 職 員 定 数 条 例

平 成 1 1 年 6 月 1 日

条 例 第 6 号

改正 平成12年 9月 1日条例第1号

改正 平成17年 3月28日条例第1号

改正 令和 4年 3月28日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、太田市外三町広域清掃組合に、常時勤務する職員（以下「職員」という。）の定数に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、12人とする。

(規則への委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年9月1日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月28日条例第1号）

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

附 則（令和4年3月28日条例第1号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。